

仙台市スポーツ賞顕彰要綱

(平成15年10月9日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、アマチュアスポーツにおいて優秀な成績をあげ、又は優れた活動により市民に感銘を与える、市民の体育・スポーツへの意識の高揚に貢献した個人及び団体に対して、その栄誉をたたえ顕彰することとし、その顕彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(顕彰の対象)

第2条 顕彰は、本市に關係のある個人又は団体で、アマチュアスポーツにおいて優秀な成績をおさめ、その功績が顕著であった者及び本市のスポーツ振興に寄与した者に対して行う。

(顕彰の種類)

第3条 顕彰は、次の各号に定める種類とする。

- (1) 仙台市スポーツ大賞
- (2) 仙台市スポーツ栄光賞
- (3) 仙台市スポーツ優秀賞
- (4) 仙台市スポーツ奨励賞
- (5) 仙台市スポーツ功労賞

(受賞者の決定)

第4条 受賞者は、仙台市スポーツ推進審議会又は審査会の意見に基づき、市長が決定する。

(顕彰者)

第5条 顕彰は、市長が行う。

(顕彰の方法)

第6条 顕彰は、市長が適當と認めた都度、表彰状及び記念品の授与をもって行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、仙台市スポーツ賞の顕彰基準、その他顕彰に関し必要な事項は、文化観光局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年10月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則(平成23年9月30日改正)

この改正は、平成23年10月24日から実施する。

附 則(平成28年3月25日改正)

この改正は、平成28年4月1日から実施する。